

# 容器弁安全性点検のご案内

## ▶ はじめに

この度、総務省消防庁通知(消防予 第 132 号 平成 21 年 3 月 31 日)により、不活性ガス消火設備 他の消火設備に使用されている、貯蔵容器・加圧用ガス容器・起動用ガス容器について、容器弁の安全性に関する点検要領が具体化されました。

これは、平成 14 年 6 月 11 日付の消防庁通知により点検要領が改正され、「容器弁の再検査」が追記されましたが、再検査の方法が具体的に示されなかった為、運用が進んでいなかったことによるもので、この度消防庁からの通知により正式に点検要領として具体化されました。

点検要領の概要とご提案内容を以下に記させていただきますので、消火設備機能維持と法令遵守のためにも、実施のご検討を賜りますよう、お願い申し上げます。

## ▶ 容器弁とは

消火設備の貯蔵容器、加圧用ガス容器、起動用ガス容器の一部で、容器を閉止又は開放するための弁体です。



新・旧点検要領の主な相違点は下表の通りです。

点検要領 新旧比較表		
比較項目	旧(平成 14 年)	新(平成 21 年)
記載欄	「総合点検」の「判定方法」欄に「留意事項」として記載	「機器点検」の「点検項目」欄に「容器弁の安全性」として記載
対象機器	「貯蔵容器」について下記の通り実施： 封板等に損傷、腐食又は漏れのある貯蔵容器については容器の再検査を受け、これに合格したものを使用すること。なお、設置後 10 年を経過した貯蔵容器の容器弁は設置後 15 年までに再検査を行うこと。	「貯蔵容器」、「加圧用ガス容器」、「起動用ガス容器」の容器弁について下記の通り実施： 封板等に損傷、腐食又は漏れのあるもの並びに設置後 15 年経過したもの及び当該点検を実施後 15 年を経過したものについては、20 年までに行うこと。
点検要領	記載無し	次頁の通り規定

## 実施内容のご提案

- ➔ 実施内容につきましては、下記の理由により「点検」に代わり「更新」を推奨させていただきますので、ご検討の程お願い申し上げます。  
具体的には下記の2通りとなります。

### ご提案1: 容器本体及び容器弁を更新

### ご提案2: 容器弁のみ更新 容器本体は既設流用

- 但し、ご要望のお客様については、「点検」を実施させていただきますが、製造中止品 等の点検を実施することができない製品もございますので、ご了承の程お願い申し上げます。

#### ➔ 更新を推奨する理由その1

##### ◆ 耐用年数

日本消火装置工業会において、容器本体及び容器弁の推奨耐用年数は18年～20年と設定されております。

#### ➔ 更新を推奨する理由その3

##### ◆ 高圧ガス保安法

高圧ガス保安法により、容器検査又は前回の容器再検査から一定期間を経た容器については再検査に合格する必要があります。

#### ➔ 更新を推奨する理由その2

##### ◆ 品質保証

一旦貯蔵容器に装着した経年容器弁を取外し、再装着すると、装着部分(ねじ込み部分)よりガス漏れが発生する可能性があります。

容器弁を一旦ねじ込むと貯蔵容器の材質硬度に負け、ねじ込み部分の痩せや、ねじ部の変形が生じやすく、取り外し後の再装着時に気密性が保てない可能性があります。

又、点検を実施する場合は、容器弁のねじ部や開口部の緻密な寸法検査に合格する必要があります。

#### ➔ 更新を推奨する理由その4

##### ◆ コスト

容器弁「点検」と「交換」のコストを比較すると、ほぼ同程度となります。

容器弁「点検」の結果、不具合が発見されると不合格となり、容器弁の交換が必要となるため、コスト高になる可能性があります(二度手間によるコスト増の可能性)。



#### ☆ 起動用ガス容器について ☆

起動用の小容器については、容器本体を交換させていただきます。



起動容器 1L 型

#### ◆ 料金について

料金につきましては、貯蔵容器の容量や容器弁の種別、現場の状況により異なりますので、別途御見積書を提出させていただきます。